



社会福祉法人 小羊学園

指定特定相談・指定障害児相談

静岡市障害者等相談支援事業受託

静岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業受託

アグネス静岡

『アグネス静岡』は、生活するうえでの「困った」を、ご本人やご家族では解決できないとき、一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします。

費用はかかりません。

プライバシーは必ず守ります。

来所が困難な方には、こちらからご指定の場所へお伺いします。

本人はもちろん、ご家族の方もお気軽にご相談ください。

何をやっているの？

【計画相談支援・障害児相談支援】

ご本人の身体状況、その置かれている環境等を把握し、ニーズに基づいてサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」を作成します。「サービス等利用計画」「障害児サービス等利用計画」は、障害福祉サービス・児童通所サービスを利用するために必要な手続きです。

【静岡市障害者等相談支援事業】

在宅で生活している障がいを持つご本人・ご家族、関係する機関から様々な相談を受けて一緒に考え、課題の改善や解決を支援しています。この事業は静岡市より委託を受けています。

【小児慢性特定疾病児童等自立支援事業】

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方やそのご家族の方のお悩みを聴き、共に歩み、自立に向け地域における関係機関との調整、必要に応じた支援計画を策定します。この事業は、静岡市より委託を受けています。

誰が利用できるの？

基本的には、子どもから大人まで、障害内容に関わらず相談をお受けします。ただし、主に重症心身障害児(者)の方の課題に取り組んでいます。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、小児慢性特定医療受給者証をお持ちの方が対象です。

ご相談内容によっては、他の相談機関をご紹介させていただく場合があります。

福祉サービスについて のご相談

ご本人やご家族が必要とされる福祉サービスについて、情報を提供し利用できるように支援いたします。

- ◆サービス利用に関する制度内容の説明
- ◆サービス情報の提供
- ◆サービス提供事業所の紹介
- ◆サービス利用申請のお手伝い

専門機関のご案内

ご相談内容に応じて、専門機関（行政、福祉施設、医療・保健機関、教育機関等）をご紹介し、それらと協力して支援を行ないます。

- ◆制度や内容の説明
- ◆申請・契約手続きの支援

また、相談者の権利を守るための「成年後見制度」の紹介や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用のお手伝いをします。

お問い合わせ

電話：054-249-2833 FAX：054-249-2831

メールアドレス：soudan-tubasa@wind.tnc.ne.jp

相談受付時間 平日 8:30~17:15（時間外の対応もご相談に応じます）